

特掲診察料の施設基準（手術）に係る院内掲示

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の件数（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む）

当院では、下記の手術を関東信越厚生局へ届出しています。（対象期間：2025年1月1日～2025年12月31日）

区分1に分類される手術	件数
ア：頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ：黄斑下手術等	0
ウ：鼓室形成手術等	0
エ：肺悪性腫瘍手術等	0
オ：経皮的カテーテル心筋焼灼術・肺静脈隔離術	0

区分2に分類される手術	件数
ア：靭帯断裂形成術	0
イ：水頭症手術等	0
ウ：鼻副鼻腔悪性腫瘍手術	0
エ：尿道形成手術等	0
オ：角膜移植術	0
カ：肝切除等	4
キ：子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分3に分類される手術	件数
ア：上顎骨形成術等	0
イ：上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ：バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ：母指化手術等	0
オ：内反足手術等	0
カ：食道切除再建術等	0
キ：同種死体移植術等	0

区分4に分類される手術	件数
胸腔鏡下手術	0
腹腔鏡下手術	82

その他区分	件数
ア：人工関節置換術	49
イ：乳児外科施設基準対象手術	0
ウ：ペースメーカー移植術・交換術	24
エ：冠動脈、大動脈バイパス移植術	0
オ：経皮的冠動脈形成術 経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	60